

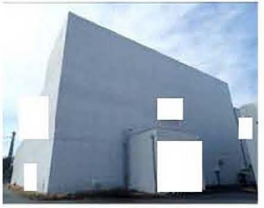
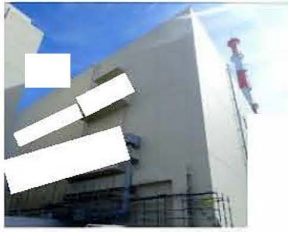




表 5 代表漂流物

種類	代表漂流物	重量 (t)
建物・設備	水素タンク ※1	約 30
流木	防砂林	約 0.55
船舶	小型船舶	約 57.0※2 (排水トン数)
車両	中型バス	約 9.7

※1 令和 2 年 9 月までに撤去予定の不稼働設備（内部は窒素で置換済み）

※2 船舶の重量は「津波漂流物対策施設設計ガイドライン」に基づき、総トン数（約 19.0 t）の 3 倍に相当する排水トン数（約 57.0 t）とした。

スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内)) (1/5)







名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果*						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
鉄筋コンクリート造 建物 (1.建物) (構造:鉄筋コン クリート造)	固定あり	×	該当しない	該当しない	該当しない	×	該当しない	×	
鉄筋コンクリート造 建物 (2.建物) (構造:鉄筋コン クリート造)	固定あり	×	該当しない	該当しない	該当しない	×	該当しない	×	
鉄骨造建物 (3.第二付属排気 筒) (構造:鉄骨造)	固定あり	×	該当しない	該当しない	該当しない	×	該当しない	×	
鉄骨造建物 (4.真砂橋) (構造:鉄骨造)	固定あり	×	該当しない	該当しない	該当しない	×	該当しない	×	
簡易建物 (5.テントハウス) (構造:鉄骨造に樹 脂製テントを被せ た構造)	固定あり	○	○	該当しない	○	×	該当しない	×	
簡易建物 (6.倉庫)	固定なし	○	○	該当しない	○	○	該当しない	○	

※:表中の①～⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない

14









スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内)) (2/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果*						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
タンク・槽 (7.水素タンク) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(538N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	対象物は気密性があり、浮力(1,706kN)は重量(294kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	該当しない	○ 令和2年9月までに撤去予定 撤去までの間を考慮し、漂流物とする	
タンク・槽 (8.窒素タンク) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(446N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	対象物は気密性があり、浮力(553kN)は重量(275kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	該当しない	○ 漂流物とする	
タンク・槽 (9.硝酸タンク) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,539N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(101N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	対象物は気密性があり、浮力(545kN)は重量(216kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	該当しない	○ 漂流物とする	
タンク・槽 (10.還水タンク) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,101N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	対象物は気密性があり、浮力(143kN)は重量(137kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	該当しない	○ 漂流物とする	
電気盤 (11.キュービクル) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,106N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物にはならない	
電気盤 (12.受電盤) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,200N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物にはならない	

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない









スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内)) (3/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
電気盤 (13.信号中継盤) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,036N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	○	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない	
鉄製品、鋼材類 (14.鉄板) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	固定されていないことから、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	○	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない	
鉄製品、鋼材類 (15.止水板) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	固定されていないことから、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	○	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない	
プラスチック、樹脂製品 (16.パレット) (材質:ポリプロピレン)	固定なし	該当しない	固定されていないことから、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	○	対象物は気密性がなく、比重(0.91t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より小さく浮遊することから漂流する	○ 漂流物とする	
ポンペ類 (17.消火器(200型)) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	固定されていないことから、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	○	対象物は気密性はあるが、タンク重量(2kN)が浮力(1kN)より大きく沈降することから、漂流しない	× 漂流物にはならない	
コンクリート類 (18.コンクリートブロック) (材質:コンクリート)	固定なし	該当しない	固定されていないことから、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	○	対象物は気密性がなく、比重(2.3t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない	

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない









スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内)) (4/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
機器 (19.チラーユニット) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	○ 津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,217N/mm <sup>2</sup> )が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm <sup>2</sup> )より大きいため、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	×	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	×	
機器 (20.冷却塔) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	○ 津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(726N/mm <sup>2</sup> )が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm <sup>2</sup> )より大きいため、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	×	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	×	
機器 (21.室外機) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○ 固定されていないことから、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	×	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	×	
浮標 (22.浮標(海域)) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	×	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	×	
自動販売機 (23.自動販売機) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○ 固定されていないことから、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	○	対象物は気密性を有しており、浮力(20kN)が重量(5kN)より大きく浮遊することから漂流する	○	
容器 (24.ウランポット) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○ 固定されていないことから、漂流する	○ 回縛等されておらず、屋外へ流出することから、漂流する	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	×	対象物は気密性を有しているが、重量(3kN)が浮力(1kN)より大きく沈降することから漂流しない	×	

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない



スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内)) (5/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
容器 (25.ドラム缶) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	○	○	○	○	○ 漂流物と する 屋内の容器 等は流出防 止の観点か ら固定・固 縛等の措置 をとる	
容器 (26.コンテナ) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	○	○	○	○	○ 漂流物と する 屋内の容器 等は流出防 止の観点か ら固定・固 縛等の措置 をとる	
特殊 (27.クレーン車) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	×	該当しない	× 漂流物に はならな い	
普通 (28.トラック) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	×	該当しない	× 漂流物に はならな い	
普通 (29.乗用車) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	○	○	○ 漂流物と する	
二輪車 (30.原動機付自転 車) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	×	該当しない	× 漂流物に はならな い	

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない